

令和6年度 電気式ロードヒーティング設備修繕業務（西・手稻区） 仕様書

I 総則

I - 1 適用範囲

本仕様書は、札幌市建設局土木部が保守点検を行っている「電気式ロードヒーティング設備修繕業務」に適用する。

I - 2 用語の定義

この仕様書において、次に掲げる用語は、それぞれの定義による。

- (1) 修繕等とは、車道・歩道橋等に設置されたロードヒーティング設備において、ヒーティングユニットの修繕、部品・機器の交換、発生材の処理などを行うことをいう。
- (2) 指示とは、委託者が受託者に対し施工箇所、期間、工法等を示し業務を実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、受託者が委託者に報告し、委託者が事前に了解することをいう。
- (4) 完了とは、契約期間中に定める期間内の業務全てを終了することをいう。
- (5) 履行検査とは、完了した業務の履行確認の検査をいう。
- (6) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

I - 3 業務の仕様

本仕様書及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による。

- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年度版

（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

・電気通信設備工事共通仕様書	令和4年度版	（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
・電気設備工事仕様書	令和6年度版	（札幌市都市局建築部）
・土木工事共通仕様書	令和6年度版	（札幌市財政局工事管理室）
・建築保全業務共通仕様書	令和5年度版	（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

I - 4 履行期間

契約日から令和7年3月31日までとする。

II 業務の着手

II - 1 業務計画書

- (1) 受託者は、契約後速やかに業務実施に必要な業務計画書（業務責任者指定通知書、経歴書を添付）を作成し、委託者に提出しなければならない。
なお、業務責任者は、電気工事士（免状の種類不問）の資格を有すること。
- (2) 業務計画書の内容に変更が生じた場合は、その都度、修正のうえ委託者に提出して承諾を得なければならない。
- (3) 業務計画書に記載すべき事項は以下のとおりとする。
 - ・業務の実施体制（人員配置等）
 - ・委託者からの業務指示の連絡先
 - ・緊急連絡体制表
 - ・その他

III 業務の実施

III - 1 業務範囲

札幌市建設局所管の中央区、北区、東区に設置された車道、歩道橋等の電気式ロードヒーティング設備（131箇所：別添「修繕対象一覧」参照。）とする。

設備図面等、業務に必要な資料は、委託者より提供する。

III - 2 用地の使用等

- (1) 受託者が、業務実施のために直接必要な公共用地を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きをとるものとする。

- (2) 受託者が、業務実施に必要な私用地を借用し、また買収したときは、その土地の使用により生じた苦情及び紛争は責任をもって解決しなければならない。

III - 3 修繕

受託者は委託者の指示により、以下の修繕等を行う。業務の指示は、指示書（様式4）に必要事項を記載し、業務委託内訳書（様式5）を添付して行うものとする。

（修繕項目一覧）

NO	項目	内容	数量	単位	関連番号
1	絶縁不良修繕		8	箇所	III-3- (1)
2	路面温度センサー交換(表面)	表面型	2	台	III-3- (2)
3	路面温度センサー交換(埋設)	埋設型	1	台	III-3- (2)
4	路面水分センサー交換		6	台	III-3- (3)
5	事故点調査費		1	回	III-3- (4)
6	路面はつり・復旧費(歩道)	歩道部 1 m ² 以下 (立上配管新設・撤去等)	3	箇所	III-3- (5)
7	路面はつり・復旧費(車道)	車道部 1 m ² 以下 (ユニット敷設等)	1	箇所	III-3- (6)
8	立上配管配線新設 G82	GZ82 CET100 IE14	2	本	III-3- (7)
9	地中管内配線新設 CET100	CET100 IE14	30	m	III-3- (8)
10	立上配管配線新設 G70	GZ70 CET60 IE8	2	本	III-3- (7)
11	地中管内配線新設 CET60	CET60 IE8	12	m	III-3- (8)
12	立上配管配線新設 G54	GZ54 CET38 IE5.5	2	本	III-3- (7)
13	地中管内配線新設 CET38	CET38 IE5.5	1	m	III-3- (8)
14	立上配管配線撤去 G82	GZ82 CET100 IE14	2	本	III-3- (7)
15	地中管内配線撤去 CET100	CET100 IE14	14	m	III-3- (8)
16	立上配管配線撤去 G70	GZ70 CET60 IE8	2	本	III-3- (7)
17	地中管内配線撤去 CET60	CET60 IE8	8	m	III-3- (8)
18	立上配管配線撤去 G54	GZ54 CET38 IE5.5	2	本	III-3- (7)
19	地中管内配線撤去 CET38	CET38 IE5.5	1	m	III-3- (8)
20	SSC 交換 200A	1P 200A	1	個	III-3- (9)
21	SSC 交換 120A	3P 120A	1	個	III-3- (9)
22	SSC 交換 80A	3P 80A	8	個	III-3- (9)
23	SSC 交換 50A	3P 50A	1	個	III-3- (9)
24	MC 交換	3P 150A	1	個	III-3- (10)
25	MC 交換	3P 50A	1	個	III-3- (10)
26	ELCB 交換	2P 50AF AL付	1	個	III-3- (11)
27	主幹 MCB 交換	3P 225AF	1	個	III-3- (11)
28	SSC 交換	1P 交換のみ	1	個	III-3- (9)
29	SSC 交換	3P 交換のみ	1	個	III-3- (9)
30	MC 交換	3P 交換のみ	1	個	III-3- (10)
31	温度調節器交換		1	台	III-3- (12)
32	自動制御装置交換	自動制御装置交換のみ	1	台	III-3- (13)
33	ヒーティングユニット敷設(車道)	車道部 70mm(耐圧用) (敷設幅 3.2~3.5m)	28	m ²	III-3- (14)
34	ヒーティングユニット敷設(歩道)	歩道部 70mm(一般用) (敷設幅 1.5~1.8m)	9	m ²	III-3- (14)
35	ユニット間溝はつり		1	m	III-3- (15)
36	リードケーブル敷設 HVV8	HVV8 (路面サドル留め)	15	m	III-3- (16)
37	リードケーブル敷設 HVV5.5	HVV5.5 (路面サドル留め)	3	m	III-3- (16)
38	リードケーブル接続	スリーブ接続	13	箇所	III-3- (17)
39	現場発生品運搬 5km 以下	トラック 2t 級 2t 吊 5km 以下 (1t 以下)	1	回	III-4- (1)
40	現場発生品運搬 9km 以下	トラック 2t 級 2t 吊 9km 以下 (1t 以下)	2	回	III-4- (1)
41	現場発生品運搬 14km 以下	トラック 2t 級 2t 吊 14km 以下 (1t 以下)	1	回	III-4- (1)
42	現場発生品運搬 20km 以下	トラック 2t 級 2t 吊 20km 以下 (1t 以下)	1	回	III-4- (1)
43	現場発生品運搬 27.5km 以下	トラック 2t 級 2t 吊 27.5km 以下 (1t 以下)	1	回	III-4- (1)
44	建設副産物処理費	金属くず(盤類)	1.0	t	III-4- (1)
45	建設副産物処理費	アスファルト塊 再生 昼間	1.0	t	III-4- (1)
46	交通管理工	交通誘導警備員 B	12	人日	III-6- (4)
47	高所作業車運転	トラック架装 ブーム型 標準デッキ 高さ 12m	2	日	

(1) 絶縁不良修繕

- ① 絶縁不良回路の事故点（漏電または断線）調査を行う。
- ② 事故点の舗装面のはつり出しを行い、事故ケーブルを復旧（1 m²以下）する。
- ③ 舗装面のはつり作業は人力施工とする。※はつり面積は1 m²程度までとする。
- ④ 舗装の復旧は、再生細粒度アスコン（車道）（50%）を使用とする。
- ⑤ 復旧後に、絶縁抵抗値、電流値及び抵抗値の測定を行う。

(2) 路面温度センサー交換

- ① 路面温度センサーの交換と、それに伴う舗装のはつり・復旧（0.1 m²以下）を行う。
- ② 設置規格は表面型、埋設型のいずれか指示によるものとする。
- ③ 舗装の復旧は、再生細粒度アスコン（車道）（50%）を使用する。
- ④ 交換後に試験調整を行い、動作確認、抵抗値の測定、断線の有無を確認する。
- ⑤ 使用する機器は、以下の条件を満たすものとし、既設配線（2PNCT-3C）に接続する。

高さ：50mm 程度以内

内蔵センサー：白金測温抵抗体

Pt100 クラスB 3導線式

(3) 路面水分センサー交換

- ① 路面水分センサーの交換と、それに伴う舗装のはつり・復旧（0.1 m²以下）を行う。
- ② 舗装の復旧は、再生細粒度アスコン（車道）（50%）を使用する。
- ③ 交換後に試験調整を行い、動作確認、抵抗値の測定、断線の有無を確認する。
- ④ 使用する機器は、以下の条件を満たすものとし、既設配線（2PNCT-4C）に接続する。

高さ：70mm 程度以内

内蔵ヒータ：抵抗値 50Ω

印加電圧 AC/DC 24V 以下

検出抵抗：濡れ 20kΩ 以下

乾燥 150kΩ 以上

(4) 事故点調査費

絶縁不良回路の事故点（漏電または断線）調査を行う。

(5) 路面はつり・復旧費（歩道）

歩道部 アスファルト 人力 1 m²以下 舗装厚9cm （立上配管新設・撤去等）

(6) 路面はつり・復旧費（車道）

車道部 アスファルト 人力 1 m²以下 舗装厚9cm （ユニット敷設等）

(7) 立上配管配線新設・撤去

電源引込柱（北電柱）立上配管の新設・撤去を行う。配管径（82、70、54）は指示による。

使用する機材は以下のとおりで、管内の電源ケーブル等も併せて交換とする。

- ・電線管（GZ82、70、54）
- ・電源ケーブル（CET-100、60、38）
- ・接地線（IE-14、8、5.5）
- ・端末処理材（CET38～100用）
- ・G-FEP 異種管接続材（指示により交換する配管径に併せること）
- ・防水ゴムキャップ（指示により交換する配管径に併せること）

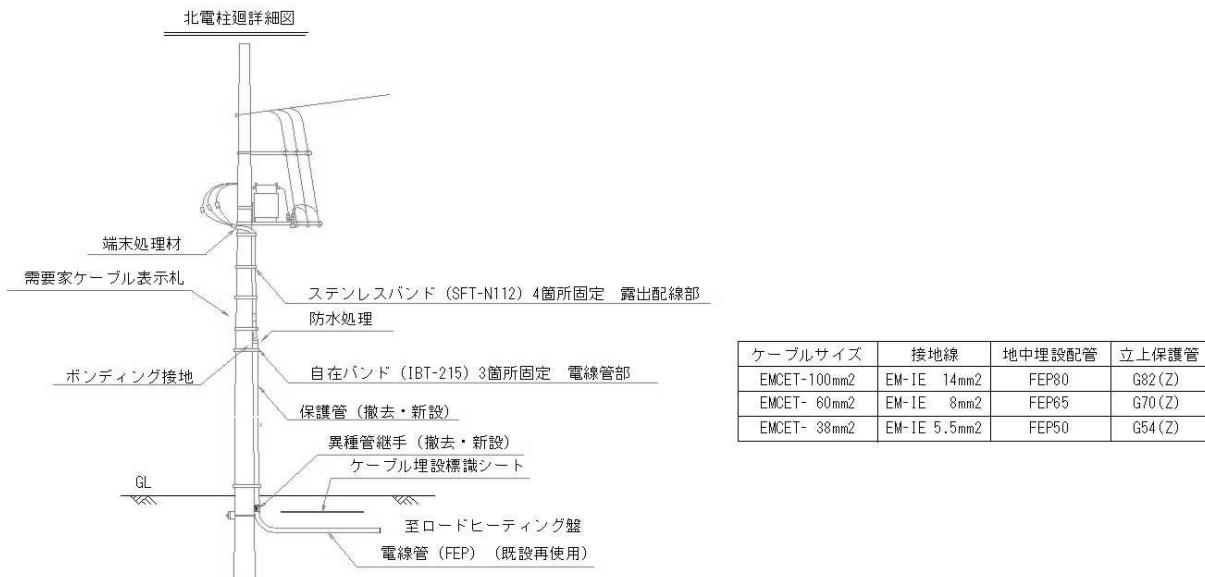
- ・自在バンド (IBT-215) 3本
- ・ステンレスバンド (SFT-N112) 4本

(8) 地中管内配線新設・撤去

立上配管配線新設・撤去等に併せて、引込柱から制御盤送りの地中管内電源ケーブル及び接地線の新設・撤去を行う。地中配管 (FEP) は既設を使用し、配線種別は以下のとおりで、指示による。

電源ケーブル： EM-CET100、CET60、CET38

接地線： EM-IE14、IE8、IE5.5



(9) SSC (ソリッドステートコンタクタ) 交換(交換のみの項目もある。)

- ① 制御盤内の SSC (1P200A、3P120A、3P80A、3P50A) の交換を行う。
- ② 使用機器については、既設機器と同等品とし配線は既存利用とすること。
- ③ 交換後に電圧、電流値の測定を行い、動作確認すること。
- ④ 交換のみの項目については、交換のみを行い (SSC は支給) 測定・動作確認を行う。

(10) MC (マグネットスイッチ) 交換 (交換のみの項目もある。)

- ① 制御盤内の MC (3P50A, 3P150A) の交換を行う。
- ② 使用機器については、既設機器と同等品とし配線は既存利用とすること。
- ③ 交換後に電圧、電流値の測定を行い、動作確認すること。
- ④ 交換のみの項目については、交換のみを行い (MC は支給) 測定・動作確認を行う。

(11) ブレーカ交換

制御盤内の ELCB2P50AF AL 付、MCB3P 225AF の交換を行う。

配線は既設を使用し、交換後に電圧、電流値の測定を行い、動作確認すること。

(12) 温度調節器交換

制御盤内の温度調節器の交換を行う。交換後に動作、数値等の確認を行うこと。

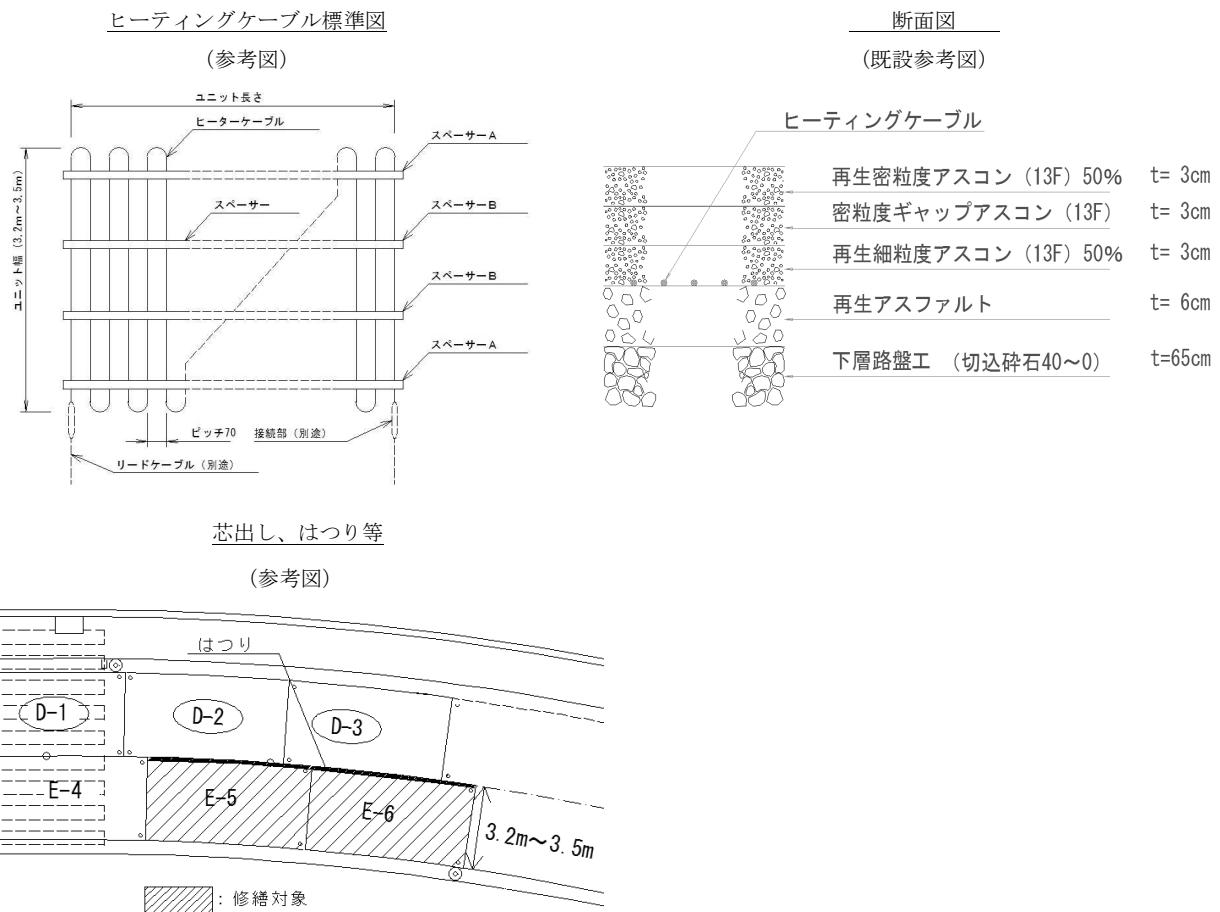
(13) 自動制御装置交換

制御盤内の自動制御装置 (支給品) の交換を行う。交換後に動作、数値等の確認を行うこと。

(14) ヒーティングユニット敷設（車道部、歩道部）

- ① 別途土木施工により切削（ヒーティングケーブル撤去含む）後の既舗装路面にヒーティングケーブルを再敷設する。
- ② 新設ヒーティングケーブルは、下記を標準とする。

車道部：耐圧用 ピッチ幅 70mm 敷設幅 3.2～3.5m
 歩道部：一般用 ピッチ幅 70mm 敷設幅 1.5～1.8m
- ③ 本項に係る既設ヒーティングケーブル撤去及び舗装復旧は本業務対象外とする。
- ④ 修繕対象外ユニットと修繕対象ユニット間の芯出し、はつり等は、本業務対象とする。
- ⑤ 復旧後、絶縁抵抗値及び電流値の測定を行い、動作確認すること。



(15) ユニット間溝はつり

ユニットとユニット間の芯出し、はつり等

(16) リードケーブル敷設

ヒーティングユニット敷設等に併せて、リードケーブルの再敷設を行う。

ケーブル種別は以下のとおりで、指示による。

- HVV8 (耐圧型)
- HVV5.5 (耐圧型)

本項に係る舗装の撤去、復旧は本業務対象外とする。

復旧後、絶縁抵抗値及び電流値の測定を行い、動作確認すること。

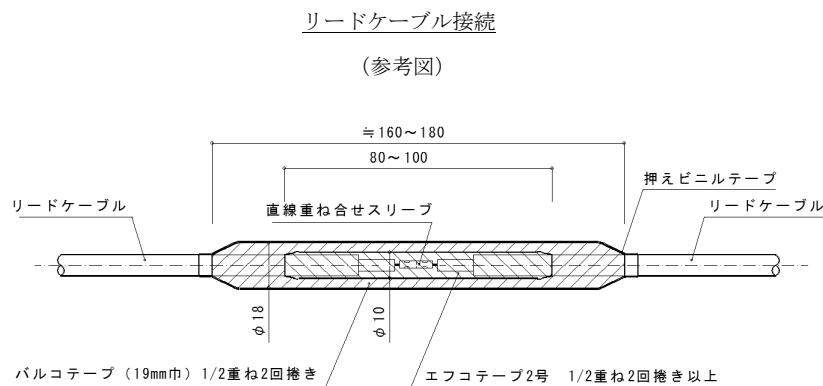
(17) リードケーブル接続

リードケーブル敷設等に併せて、リードケーブル相互及びリードケーブル～ヒーティングケーブル接続を行う。

ブル間の接続を行う。

接続方法は以下参考図を標準とする。

復旧後、絶縁抵抗値及び電流値の測定を行い、動作確認すること。



III - 4 発生材処理

(1) 運搬・処分等

発生材は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき指定された処理施設へ適切に運搬、処分すること。

処理施設については、原則、札幌市内の処理施設とし、「産業廃棄物処理業者名簿」を参照し、受入条件等を確認のうえ、適切に処分すること。

ただし、有価金属は、下記の処理施設へ搬出すること。

- 有価金属（電線管、ケーブル等）

保管場所：札幌市建設局土木部資材置場 厚別区厚別町山本 1063-18

また、本業務で発生した産業廃棄物は、受託者が排出事業者となり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理を行い、マニフェストE票（最終処分終了）の写しを本市に提出すること。

なお、E票の提出が遅れる場合は、D票（処分終了）の写しを提出し、最終処分終了後、速やかにE票の写しを提出すること。

<参考>

- 金属くず（盤等）

鈴木商会 札幌市西区発寒 15 条 13 丁目

- アスファルトコンクリート塊

東亜道路工業(株) 札幌市東区東雁来 5 条 1 丁目 1 番 75 号

世紀東急工業(株) 札幌市西区発寒 10 条 14 丁目 1068 番地

札幌環境資材センター 札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 110 番 18 号

道路工業(株) 札幌市豊平区西岡 521 番地

(2) 産業廃棄物保管

修繕等により発生した産業廃棄物を一時保管する場所には、囲いをした上で廃棄物の種類や管理者等を記した掲示板を見やすい位置に設置すること

(3) 産業廃棄物運搬車両表示

産業廃棄物を自己運搬する際に使用する車両には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条」により定められた表示を行うとともに、その運搬車に必要な書面を備え付けること。（同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2）

III - 5 業務管理

- (1) 受託者は、指示書（様式4）により委託者から指示された修繕等の内容を確認したときは、承諾書（様式6）を提出のうえ、指示書に記載されている期間内に修繕等を行わなければならない。
- (2) 再委託について
業務の主たる部分（下記参照）については、受託者はこれを再委託することはできない。
 - ・総合的な業務履行計画及び進捗管理
 - ・機器の交換及び不良箇所の電気的な復旧

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこと。

III - 6 安全管理

- (1) 受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考に、常に業務の安全に留意して現場管理を行い災害の防止に努めるとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考にして、業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止し生活環境の保全に努めなければならない。
- (2) 受託者は、業務現場が隣接し又は同一場所において他工事等がある場合は、常に相互協調し施工しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施において、交通の妨害となるような行為又は公衆に迷惑を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- (4) 受託者は、道路標識、防護施設等を設置するものとし、実状に応じて交通誘導警備員を配置し、交通安全管理工作を行うこと。
- (5) 豪雨、出水その他の天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備をしておかなければならない。
- (6) 業務中、必要な保安措置は関係法令に従って行わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の実施中に発生した事故は、すみやかに委託者に報告しなければならない。

III - 7 諸法令の準拠

受託者は、業務の実施にあたり建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害保証保険法、公害対策基本法、道路交通法等の諸法令に準拠し、業務の円滑な進捗を図るとともに諸法令の運営適用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

III - 8 官公庁等の手続

- (1) 一定期間、交通規制を必要とする場合は、その方法について委託者及び関係官庁と協議し、実施及び解除時期等について承諾を得なければならない。
- (2) その他業務実施のため、必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。
- (3) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、速やかにその旨を委託者に申し出て協議するものとする。

III - 9 休日又は夜間における業務

休日又は夜間に業務実施を必要とする場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

III - 10 施工時の留意事項

- (1) 車両の通行に障害がないように業務を行うこと。
- (2) 道路使用届けを提出すること。

III - 11 施工管理

修繕等の作業終了後は、作業報告書（様式7）に作業内容等を記入し、作業前・中・後の写真を添付して、その都度委託者に報告すること。

III - 12 月末の業務報告

受託者は、修繕等の作業を行った場合は、その月毎に速やかに月報（様式8）、作業報告書（様式7）その他資料をまとめて、委託者に提出すること。

IV 完了・検査

IV - 1 完了届

受託者は、修繕等の作業を行った毎月に業務が完了したときは、速やかに完了届（様式9）を提出すること。なお、完了届の提出にあたっては、対象期間のIII-11及びIII-12による業務報告がすべて行われていなければならない。

IV - 2 検査

- (1) 完了届の提出から契約書に定める検査期間内に対象期間の業務報告等の書類を用いて検査を実施するものとする。
- (2) 受託者は、検査員の求めに応じ検査のために必要な書類等の提示、その他必要な処置をとらなければならない。

V 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合が特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

VI その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、委託者及び受託者の協議により決定する。
- (2) 受託者の瑕疵により生じた故障・破損及び事故については、受託者が一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者は、本業務に必要な計器、工具、保守用油脂、ウエス、クリーナー等を準備すること。
- (4) 本業務履行において、受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (5) 受託者は、エコドライブの推進に努め、アイドリングストップ、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす等を心掛け、業務を実施すること。
- (6) 本業務の受託者は必要に応じて、当年度の電気式ロードヒーティング設備保守点検業務の受託者から故障情報等の引継を受けるものとし、同様に、修繕等の作業を行った結果について、当年度の電気式ロードヒーティング設備保守点検業務の受託者に対し必要な引継を行うものとする。

電気式ロードヒーティング設備保守点検業務

保守点検対象一覧（電気式 西区）

No.	ID	実ID	名称	設置種別	熱源	台帳場所	路線名	交通誘導員A	延長	面積	勾配 (%)	設備種別	早期稼働	契約種別	盤面数	子盤面数	親盤面数
1	9-02-59-A	824	二十四軒2条線二十四軒1-5歩道A	歩道	電気	二十四軒1条5丁目	二十四軒2条線		82.0	366		発熱線		融雪B低	2	1	1
2	9-02-60-A	825	二十四軒2条線二十四軒1-5歩道B	歩道	電気	二十四軒1条5丁目	二十四軒2条線		173.0	729		発熱線		融雪B低	4	3	1
3	9-07-12-A	0712	琴似中央小学校歩道橋	横断歩道橋	電気	八軒7条東1丁目	琴似停車場新琴似線		39.0	60.6		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
4	9-12-01-A	1201	新琴似通立体交差階段A	階段等	電気	発寒5条2丁目	南発寒線取付		122.0	235		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
5	9-12-02-		八軒22号線八軒10西11階段	階段等	電気	八軒10条西11丁目	八軒22号線		13.0	21		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
6	9-12-03-		JR琴似駅南口地区歩道橋A	横断歩道橋	電気	琴似2条1丁目	琴似駅前通線		24.0	39		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
7	9-12-04-		JR琴似駅南口地区歩道橋B	横断歩道橋	電気	琴似2条1丁目	琴似駅前通線		24.0	41		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
8	9-12-05-G	975	西発寒跨線橋・階段	階段等	電気	発寒9条11丁目	北発寒第8号線		86.0	132		発熱線	○	融雪B低	2	1	1
9	9-12-06-D	1206	琴似3条1丁目歩道橋	横断歩道橋	電気	琴似3条1丁目	川添線		22.0	47		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
10	9-12-07-A	1207	新琴似通立体交差階段B	階段等	電気	発寒5条2丁目	南発寒線取付					発熱線	○	融雪B低	1	0	1
11	9-13-03-A	1303	琴似歩道橋	横断歩道橋	電気	琴似2条7丁目	宮の沢北1条線		70.0	94.1		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
12	9-13-04-A	1304	山の手小学校歩道橋	横断歩道橋	電気	山の手5条6丁目	西野白石線		38.4	60.1		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
13	9-13-05-D	558	手稲東小学校歩道橋	横断歩道橋	電気	西野4条3丁目	西野真駒内清田線		51.0	116.8		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
14	9-13-07-A	810	山の手停車場線車道	車道	電気	山の手3条11丁目	山の手停車場線		56.0	194	5.9	発熱線		融雪B低	1	0	1
15	9-13-08-A	1308	大倉字園通上車道	車道	電気	山の手3条12丁目	大倉字園通線		137.0	683	12.3	発熱線		融雪B低	4	3	1
16	9-13-09-A	527	大倉学園下車道	車道	電気	山の手3条12丁目	大倉学園通線		100.0	561.2	13.8	発熱線		融雪B低	4	3	1
17	9-13-15-A	894	若松線西野4-1車道	車道	電気	西野4条1丁目	若松線		42.0	196	11.3	発熱線		融雪B低	1	0	1
18	9-13-18-A	701	学田3号線西野5-1車道	車道	電気	西野5条1丁目	学田3号線		34.0	175	10	発熱線		融雪B低	1	0	1
19	9-14-01-A	274	平福線平和3-8車道	車道	電気	平和3-8幼稚園前	平福線		94.0	360.9	10.6	発熱線		融雪B低	2	1	1
20	9-14-02-G	939	月山線取付階段	階段等	電気	福井1丁目	月山線		9.0	18		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
21	9-14-04-A	1404	西野74号線車道	車道	電気	西野11条8丁目	西野74号線		38.0	196	12.1	発熱線		融雪B低	1	0	1
22	9-14-05-A	262	吉田線西野7-9車道	車道	電気	西野7条9丁目	吉田線		160.0	785	9.9	発熱線		融雪B低	4	3	1
23	9-14-06-A	263	西野スキー場線西野7-9車道	車道	電気	西野7条9丁目	西野スキー線		44.0	196	7.3	発熱線		融雪B低	1	0	1
24	9-14-07-A	385	小別沢線福井9丁目車道	車道	電気	福井9丁目	小別沢線		65.0	359	9.3	発熱線		融雪B低	2	1	1
25	9-14-08-A	387	西野スキー場線西野8-10車道1	車道	電気	西野8条9丁目	西野スキー線		55.0	197	8.1	発熱線		融雪B低	1	0	1
26	9-14-09-A	388	西野スキー場線西野8-10車道2	車道	電気	西野7条10丁目	西野12号線		49.0	193	12.6	発熱線		融雪B低	1	0	1
27	9-14-10-A	389	西野スキー場線西野8-10車道3	車道	電気	西野6条10丁目	吉田線		30.0	175	5.8	発熱線		融雪B低	1	0	1
28	9-14-11-Z		西野スキー場線西野8-10車道4	車道	電気	西野8条9丁目	西野スキー線		74.0	333	6.9	発熱線		融雪B低	2	1	1
29	9-14-13-A	450	平野神社前線平和2-2車道	車道	電気	平和2条2丁目	西野神社前線		55.0	189	5	発熱線		融雪B低	1	0	1
30	9-14-14-A	451	西野神社前線福井4丁目車道	車道	電気	福井4丁目	左石間線		88.0	367	9.1	発熱線		融雪B低	2	1	1
31	9-14-15-Z		西野74号線西野11-8車道	車道	電気	西野11条8丁目	西野74号線		30.0	134	9	発熱線		融雪B低	1	0	1
32	9-14-16-A	453	手稻福井23号線福井7丁目車道	車道	電気	福井7丁目	手稻福井23号線		30.0	193	8	発熱線		融雪B低	1	0	1
33	9-14-17-A	898	配水池線西野6-10車道	車道	電気	西野6条10丁目	配水池線		70.0	197	13.8	発熱線		融雪B低	1	0	1
34	9-14-21-A	737	西野6条9-10丁目1号線車道	車道	電気	西野6条10丁目	西野6条9-10丁目1号線		44.0	176	14	発熱線		融雪B低	1	0	1
35	9-14-22-A	978	小別沢線小別沢トンネル西側車道	車道	電気	小別沢32番地	小別沢線		64.0	367.6	14	発熱線		融雪B低	2	1	1
36	9-14-23-A	563	平福線トンネル手前	車道	電気	西区平和17-2地番先	平福線		158.0	824	13.6	発熱線		融雪B低	5	4	1
37	9-15-01-A	265	宮の沢5号線車道	車道	電気	宮の沢1条5丁目	宮の沢5号線		62.2	184.1	7.15	発熱線		融雪B低	1	0	1
38	9-15-02-D	932	吉ヶ丘小学校歩道橋	横断歩道橋	電気	西野2条9丁目	西野真駒内清田線		44.0	64		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
39	9-15-04-A	1504	宮の沢線宮の沢3-5車道	車道	電気	宮の沢3条5丁目	宮の沢線		65.0	402	10.1	発熱線		融雪B低	3	2	1
40	9-15-05-A	1505	宮の沢線宮の沢3-4車道	車道	電気	宮の沢3条4丁目	宮の沢線		125.0	622	10.9	発熱線		融雪B低	3	2	1
41	9-15-06-A	267	南19条宮の沢1.2工区車道A	車道	電気	宮の沢3-5上富丘川	追分東線		23.5	116.5	6	発熱線		融雪B低	1	0	1
42	9-15-07-A	268	南19条宮の沢1.2工区車道B	車道	電気	宮の沢3-5長栄会	追分東線		24.8	121.3	6	発熱線		融雪B低	1	0	1
43	9-15-09-A	270	南19条宮の沢線3工区車道B	車道	電気	宮の沢3条5丁目	宮の沢高台9号線		30.0	123	6	発熱線		融雪B低	1	0	1
44	9-15-10-A	271	南19条宮の沢線4工区車道A	車道	電気	宮の沢4条5丁目	宮の沢4条5丁目1号線		23.0	118	6	発熱線		融雪B低	1	0	1
45	9-15-11-A	272	南19条宮の沢線4工区車道B	車道	電気	宮の沢3条5丁目	宮の沢高台8号線		18.3	70.4	6	発熱線		融雪B低	1	0	1
46	9-15-12-A	386	宮の沢線宮の沢4-4車道	車道	電気	宮の沢4条4丁目	宮の沢線		50.0	250	8.4	発熱線		融雪B低	2	1	1
47	9-15-18-A	399	南19条宮の沢線宮の沢4-4下り	車道	電気	宮の沢4条4丁目	宮の沢線		52.0	287.9	6	発熱線		融雪B低	4	3	1
48	9-15-19-A	400	南19条宮の沢線宮の沢3-4上り	車道	電気	宮の沢3条4丁目	宮の沢高台10号線		30.0	77.2	6	発熱線		融雪B低	1	0	1
49	9-15-22-A	403	南19条宮の沢線宮の沢3-3上り	車道	電気	宮の沢3条3丁目	町有林線		19.7	135.9	4.2	発熱線		融雪B低	1	0	1
50	9-15-28-G	409	南19条宮の沢線階段	階段等	電気	宮の沢3条4丁目	南19条宮の沢線		13.0	24		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
51	9-15-30-Z		宮の沢4-5車道	車道	電気	宮の沢4条5丁目	私道		18.0	51	12.5	発熱線		融雪B低	1	0	1
52	9-15-39-A	738	宮の沢線宮の沢4-5車道	車道	電気	宮の沢4条5丁目	宮の沢線		98.0	389	11.4	発熱線		融雪B低	2	1	1

RH箇所 総数	52
融雪B 高圧	0
融雪B 低圧	52
融雪B+エヌー 低圧	0
エヌー+スノー 低圧	0
RH盤 総数	84
高压 親盤数	0
高压 分岐盤数	0
低压 親盤数	52
低压 子盤数	32
交通誘導員A 必要箇所	0

電気式ロードヒーティング設備保守点検業務

保守点検対象一覧 (電気式 手稻区)

No.	ID	実ID	名称	設置種別	熱源	台帳場所	路線名	交通誘導員A	延長	面積	勾配 (%)	設備種別	早期稼働	契約種別	盤面数	子盤面数	親盤面数
1	10-00-01-		手稻駅前広場	歩道	電気	手稻本町1条3丁目			127.0	379.53		発熱線		融雪B高	6	5	1
2	10-00-02-		JR星置駅南口階段	階段等	電気	星置1条3丁目			33.9	97.9		発熱線		融雪B低	2	1	1
3	10-15-14-A	395	南19条宮の沢線西宮の沢5-1下り	車道	電気	西宮の沢5条1丁目	追分中通線		15.0	101	6	発熱線		融雪B低	1	0	1
4	10-15-16-A	397	南19条宮の沢線駒下、下り	車道	電気	西宮の沢6条1丁目	南19条宮の沢線		14.0	57.4	6	発熱線		融雪B低	1	0	1
5	10-15-29-A	1529	富丘宅造9号線富丘3-2車道A	車道	電気	富丘3条2丁目	富丘宅造9号線		39.0	194	8.2	発熱線		融雪B低	1	0	1
6	10-15-31-A	1531	追分線西宮の沢5-1車道	車道	電気	西宮の沢5条1丁目	追分線		65.0	197	6	発熱線		融雪B低	1	0	1
7	10-15-32-A	1532	光風館線富丘3-3車道	車道	電気	富丘3条3丁目	光風館線		112.0	362	11.7	発熱線		融雪B低	2	1	1
8	10-15-33-A	1533	富丘宅造9号線富丘3-2車道B	車道	電気	富丘3条2丁目	富丘宅造9号線		58.0	184	7.9	発熱線		融雪B低	1	0	1
9	10-15-34-A	1534	富丘3条1丁目1号線富丘車道A	車道	電気	富丘3条1丁目	富丘3条1丁目1号線		40.0	127	7.8	発熱線		融雪B低	1	0	1
10	10-15-35-A	1535	富丘3条1丁目1号線富丘車道B	車道	電気	富丘3条1丁目	富丘3条1丁目1号線		48.0	147	9	発熱線		融雪B低	1	0	1
11	10-15-36-A	1536	追分西線西宮の沢5-1車道	車道	電気	西宮の沢5条1丁目	追分西線		59.0	175	8.3	発熱線		融雪B低	1	0	1
12	10-15-37-G	972	宮の沢跨線橋・歩道西宮の沢側	階段等	電気	西宮の沢1条1丁目	札幌広島環状線		181.0	384		発熱線	○	融雪B低	3	2	1
13	10-15-38-F	705	宮の沢跨線橋・歩道新発寒側	階段等	電気	新発寒1条1丁目	札幌広島環状線		168.0	357		発熱線	○	融雪B低	3	2	1
14	10-15-40-A	1540	宮の沢58号線富丘3-1車道	車道	電気	富丘3条1丁目	宮の沢58号線		49.8	195.3	8	発熱線		融雪B低	1	0	1
15	10-15-42-D	1542	宮富橋歩道橋	階段等	電気	富丘2条2丁目	富丘川歩道橋線		94.0	188		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
16	10-15-43-A	1543	追分線西宮の沢5-1車道A	車道	電気	西宮の沢5条1丁目	追分線		87.1	327.6	12	発熱線		融雪B低	2	1	1
17	10-15-44-A	1544	追分線西宮の沢5-1車道B	車道	電気	西宮の沢5条1丁目	追分線		40.9	168	10	発熱線		融雪B低	1	0	1
18	10-15-45-A	1545	追分線西宮の沢5-1車道C	車道	電気	西宮の沢5条1丁目	追分線		134.5	595.7	14	発熱線		融雪B低	4	3	1
19	10-15-46-A	1546	追分線西宮の沢5-1車道D	車道	電気	西宮の沢5条1丁目	追分線		81.0	339	16	発熱線		融雪B低	2	1	1
20	10-17-03-D	1703	曙跨線橋取付階段B	階段等	電気	稻穂1条1丁目	JR函館本線曙線		92.0	151.1		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
21	10-17-04-G	1704	樽川人道跨線橋	階段等	電気	曙1条1丁目	樽川線		231.0	730		発熱線	○	融雪B高	4	3	1
22	10-17-05-A	1705	手稻跨線橋歩道・階段(前田側)	階段等	電気	前田1条10丁目	石狩手稻線		260.9	647.4		発熱線	○	融雪B低	5	4	1
23	10-17-06-A	1706	手稻跨線橋歩道・階段(本町側)	階段等	電気	手稻本町1条3丁目	石狩手稻線		144.6	357.9		発熱線	○	融雪B低	3	2	1
24	10-17-07-A	1707	望橋人道橋	階段等	電気	前田1条3丁目	のぞみ橋歩道線		127.3	262		発熱線	○	低圧電力	2	1	1
25	10-17-08-D	963	富丘1条橋取付階段	階段等	電気	富丘1条5丁目	鉄道添線		21.0	35		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
26	10-17-09-D	1709	追分橋取付階段	階段等	電気	西宮の沢1条5丁目	鉄道添線		24.0	41		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
27	10-17-10-D	1710	曙跨線橋取付階段	階段等	電気	稻穂1条1丁目	JR函館本線曙線		94.0	133.3		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
28	10-17-11-A	1711	手稻インター線富丘3-7車道	車道	電気	富丘3条7丁目	手稻インター線		266.4	2104.6	9.5	発熱線		融雪B低	11	10	1
29	10-17-12-A	1712	前田橋取付階段	階段等	電気	前田3条9丁目	前田3条10丁目線		56.3	113.7		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
30	10-17-13-A	1713	緑丘線手稻本町2-3車道	車道	電気	手稻本町2条3丁目	国道5号線取付緑丘線		71.5	426	8.5	発熱線		融雪B低	2	1	1
31	10-17-14-A	1714	石狩手稻線手稻本町2-2車道	車道	電気	手稻本町2条2丁目	石狩手稻線		74.9	391.7	7	発熱線		融雪B低	2	1	1
32	10-17-15-A	1715	手稻山麓線富丘6-7車道その1	車道	電気	富丘6-7 IC側	手稻山麓線		115.5	686	9.1	発熱線		融雪B低	4	3	1
33	10-17-16-D	1716	稻山橋人道橋	階段等	電気	前田6条7丁目	稻山線		95.0	214		発熱線	○	融雪B低	2	1	1
34	10-17-20-A	1720	手稻山麓線富丘5-7車道	車道	電気	富丘6条7丁目	手稻山麓線		32.1	390.3	8.8	発熱線		融雪B低	2	1	1
35	10-17-21-A	1721	稻穂3号線車道	車道	電気	稻穂3条3丁目	稻穂3号線		118.0	584	16.1	発熱線		融雪B低	3	2	1
36	10-17-22-A	1722	手稻山麓線富丘6-7車道その2	車道	電気	富丘6-7	手稻山麓線		116.4	692.2	9.1	発熱線		融雪B低	4	3	1
37	10-17-26-A	1726	稻穂2号線稻穂3-1車道	車道	電気	稻穂3条1丁目	稻穂2号線		32.0	141	14.2	発熱線		融雪B低	1	0	1
38	10-17-28-G	465	花畔人道跨線橋	階段等	電気	手稻本町1条3丁目	手稻駅裏通線		59.0	86		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
39	10-17-29-A	1729	曙線稻穂2-1車道	車道	電気	稻穂2条1丁目	曙線		66.0	101	9.5	発熱線		融雪B低	1	0	1
40	10-17-30-A	1730	手稻山麓西線手稻本町車道	車道	電気	手稻本町4条3丁目	手稻山麓西線		68.3	265.7	8.5	発熱線		融雪B低	2	1	1
41	10-17-33-		富丘北地区富丘2-5階段	階段等	電気	富丘2条5丁目	二十四軒手稻通線		10.0	18		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
42	10-17-37-A	1737	鉄道官舎線富丘3-5車道	車道	電気	富丘3条5丁目	鉄道官舎線		47.0	181	6.9	発熱線		融雪B低	1	0	1
43	10-17-38-F	1738	国道5号線取付富丘2-5階段	階段等	電気	富丘2条5丁目	富丘2条5丁目歩道2号線		32.0	57		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
44	10-17-39-A	1739	梅林東線富丘2-7車道	車道	電気	富丘2条7丁目	梅林東線		45.0	195	12.3	発熱線		融雪B低	1	0	1
45	10-17-40-A	1740	高台線稻穂4-3車道	車道	電気	稻穂4条3丁目	高台線		89.0	527	9.6	発熱線		融雪B低	3	2	1
46	10-17-41-D	1741	富丘2条5丁目階段	階段等	電気	富丘2条5丁目	富丘2条5丁目歩道1号線		20.0	37		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
47	10-17-42-D	1742	のぞみ公園橋A	階段等	電気	前田3条4丁目	中の川歩道線		103.0	189		発熱線		融雪B低	1	0	1
48	10-17-43-D	1743	のぞみ公園橋B	階段等	電気	前田3条3丁目	中の川歩道線		118.0	178		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
49	10-17-44-D	1744	日時計橋歩道橋A	階段等	電気	富丘1条3丁目	西宮の沢・富丘歩道線		126.0	178		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
50	10-17-45-D	1745	日時計橋歩道橋B	階段等	電気	西宮の沢1条5丁目	西宮の沢・富丘歩道線		118.0	173		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
51	10-17-46-D	843	富丘大橋富丘2-4歩道・階段A	階段等	電気	富丘2条4丁目	富丘2条線		25.1	31.9		発熱線	○	融雪B低	1	0	1

52	10-17-47-D	844	富丘大橋富丘1-4歩道・階段B	階段等	電気	富丘1条4丁目	富丘2条線	33.7	41.4	発熱線	○	融雪B低	1	0	1
53	10-17-48-A	1748	富丘円山線富丘4-5車道	車道	電気	富丘4-5	富丘円山線	84.5	463.3	発熱線		融雪B低	3	2	1
54	10-17-49-A	1749	富丘円山線富丘3-4車道	車道	電気	富丘3-4	富丘円山線	81.7	487.9	発熱線		融雪B低	3	2	1
55	10-17-50-D	1750	JR手稲線南口歩道橋	横断歩道橋	電気	本町1条4丁目1番	手稲本通線	44.0	79.91	発熱線	○	融雪B低	1	0	1
56	10-17-51-A	1751	手稲インター線富丘4-7車道	車道	電気	富丘4-7	手稲インター線	92.5	643.2	発熱線		融雪B低	4	3	1
57	10-17-52-A	1752	手稲インター線富丘5-7車道	車道	電気	富丘5条7丁目	手稲インター線	127.8	1017.6	発熱線		融雪B低	6	5	1
58	10-17-53-A	1753	富丘通歩道橋	階段等	電気	前田1条5丁目	富丘通歩道橋線	254.0	759.06	発熱線	○	融雪B高	6	5	1
59	10-17-54-D	1754	西宮の沢新発寒通立体交差(南側)	階段等	電気	西宮の沢1条4丁目	大井線	124.4	244.86	発熱線	○	融雪B低	3	2	1
60	10-17-55-D	1755	西宮の沢新発寒通立体交差(北側)	階段等	電気	前田1条1丁目	大井線	106.7	219.9	発熱線	○	融雪B低	3	2	1
61	10-17-56-D	1756	追分橋高架下歩道線前田1-3階段	階段等	電気	手稲区前田1条3丁目	前田東5号線	37.0	77.5	発熱線	○	融雪B低	1	0	1
62	10-17-57-D	1757	前田東5号線前田1-4階段	階段等	電気	手稲区前田1条4丁目	前田東5号線	30.0	60.8	発熱線	○	融雪B低	1	0	1
63	10-17-59-A	1759	新発寒稻積橋1(前田側)	階段等	電気	前田6条5丁目	稻積80号線	44.0	90.9	発熱線	○	融雪B低	1	0	1
64	10-17-60-A	1760	新発寒稻積橋2(新発寒側)	階段等	電気	新発寒5条9丁目	稻積80号線	45.6	95.2	発熱線	○	融雪B低	1	0	1
65	10-17-61-A	1761	新川さくら並木橋L(前田側)	階段等	電気	新発寒7条9丁目	稻積80号線	33.2	62.4	発熱線	○	融雪B低	1	0	1
66	10-17-62-A	1762	新川さくら並木橋R(新川側)	階段等	電気	新発寒7条8丁目	稻積80号線	33.2	62.4	発熱線	○	融雪B低	1	0	1
67	10-17-63-A	1763	手稲山麓線富丘5-7車道その2	車道	電気	富丘5条7丁目	手稲山麓線	34.4	272.4	8.8	発熱線	エネとく	2	1	1
68	10-19-02-A	979	手稲山麓線手稲本町車道 スキー場	車道	電気	手稲本町	手稲山麓線	130.0	774	8.9	発熱線	融雪B低	4	3	1
69	10-19-04-A	1904	曲長通跨線橋	階段等	電気	星置1条1丁目	曲長線	19.0	29	発熱線	○	融雪B低	1	0	1
70	10-19-05-A	1905	滝見町線手稲金山車道	車道	電気	金山1条2丁目	滝見町線	167.0	689	7.5	発熱線	融雪B低	4	3	1
71	10-19-06-A	1906	金山37号線金山2-1車道	車道	電気	金山2条1丁目	金山37号線	48.0	240	10.1	発熱線	融雪B低	2	1	1
72	10-19-07-A	1907	手稲山麓線手稲本町車道 遊園地前	車道	電気	手稲本町593番地	手稲山麓線	195.0	1166.9	9	発熱線	融雪B低	6	5	1
73	10-19-08-A	1908	滝見町線国道側車道	車道	電気	金山1条2丁目	滝見町線	66.0	197	5.1	発熱線	融雪B低	1	0	1
74	10-19-09-A	1909	滝見町線ハイバス側車道	車道	電気	金山2条2丁目	滝見町線	65.0	194	6.4	発熱線	融雪B低	1	0	1
75	10-19-11-A	471	金山2号線金山1-4車道	車道	電気	金山1条4丁目	金山2号線	20.0	110	4.9	発熱線	融雪B低	1	0	1
76	10-19-12-		国道5号線取付稻穂2-8階段	階段等	電気	稻穂2条8丁目	星置55号線	15.0	24	発熱線	○	融雪B低	1	0	1
77	10-19-13-D	1913	星置跨線橋A	階段等	電気	星置南3丁目1	星置線	69.5	112.3	発熱線	○	融雪B低	1	0	1
78	10-19-14-D	1914	星置跨線橋B	階段等	電気	星置1条7丁目	星置線	68.3	116	発熱線	○	融雪B低	1	0	1
79	10-34-01-A	3401	前田ふれあい橋人道橋	階段等	電気	前田10条18丁目	前田歩道5号線	9.0	28.8	発熱線	○	融雪B低	1	0	1

RH箇所	総数	79
融雪B 高圧		3
融雪B 低圧		75
融雪B+エネとく 低圧		0
エネとくスノー 低圧		1
RH盤 総数		164
高压 親盤数		3
高压 分岐盤数		13
低压 親盤数		76
低压 子盤数		72
交通誘導員A 必要箇所		0

業務計画書

令和〇〇年〇月〇日

(あて先) 札幌市長

(住所) 札幌市○区○○○○○○○○○○

受託者

○○○株式会社

(氏名)

○○○役 ○○

役務の名称 ○○○○○○○○○業務

業務責任者等指定通知書

令和〇〇年〇月〇日

(あて先) 札幌市長

受託者 (住所) 札幌市○区○○○○○○○○○○
○○○株式会社
(氏名) ○○○役 ○○

役務の名称 ○○○○○○○○○業務

上記役務に係る業務責任者等を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

区分	氏名	備考
業務責任者	○○ ○○	
副業務責任者	○○ ○○	

業務責任者等経歴書			
氏名			
最終学歴 ^{※1}	卒業年月	学校名	専攻科目
	○○年○月	○○学校卒業	○○科
職歴 ^{※2}	○○年○月	○○入社	
主要経歴 ^{※2}	委託者及び名称	受託金額	履行期間
	(札幌市) ○○○点検整備業務	○○千円	H25.4～H26.3
技術資格 ^{※3}	○○年○月	○○○	第○○○番
上記の通り相違ありません。 令和○○年○○月○○日			
氏名 ○○ ○○			

※1 学歴欄については、仕様書に業務責任者の資格として、学歴が必要なことが記載してあるときのみ記入する。

※2 職歴及び経歴欄については、仕様書に業務責任者の資格として、経験年数等が必要なことが記載してあるときのみ記入する。

※3 技術資格欄については、仕様書に業務責任者の資格として、技術資格が必要なことが記載してあるときのみ記入する。

※ 業務責任者の資格として、学歴、経験年数、技術資格いずれかでよい場合は、そのいずれかを記入すればよい。

ロードヒーティング修繕業務（様式4）

札 第 号
令和 年 (年) 月 日

(あて先) 様

札幌市長 印

指 示 書

業 務 名

令和 年 月 日付契約締結の上記業務について、次のとおり指示します。

業務員	担当職員			
作業内容	別紙内訳書のとおり			
作業場所・数量	別紙内訳書のとおり			
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			

注1 天候等により業務を変更することがあるので、連絡調整を密にすること。

2 業務が完了したならば、速やかに作業報告書を提出し、本市職員の検査を受けること。

書 訳 訂 委 務 業

※この様式は、必要に応じて適宜変更可能。

印 紙

承 諾 書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
氏 名
代表者名

印

業務名 電気式ロードヒーティング設備修繕業務（ 区）

内 訳	数 量	指 示 書 の と お り
	金 額	円 (うち消費税等相当額 円)

令和 年 月 日付札道設第 号をもって指示のありました上記業務について、本業務に係る契約書の各条項を遵守のうえ、指示書のとおり実施することを承諾します。

作業報告書

作業日	月 日	天候		始業 時 分	終業 時 分
作業内容					
作業場所				RHID	
作業写真					
					
					

※作業の数量が判る写真を添付すること

※欄が不足する場合は必要に応じて追加すること。

ロードヒーティング修繕業務（様式8）

月報(月分)

No.	名 称	型 式	数量	単位	単価	金額
1	絶縁不良修繕			箇所		
2	路面温度センサー交換	表面型		台		
3	路面温度センサー交換	埋設型		台		
4	路面水分センサー交換			台		
5	事故点調査費			回		
6	路面はつり・復旧費	歩道部		箇所		
7	路面はつり・復旧費	車道部		箇所		
8	立上配管配線新設	GZ82 CET100 IE14		本		
9	地中管内配線新設	CET100 IE14		m		
10	立上配管配線新設	GZ70 CET60 IE8		本		
11	地中管内配線新設	CET60 IE8		m		
12	立上配管配線新設	GZ54 CET38 IE5.5		本		
13	地中管内配線新設	CET38 IE5.5		m		
14	立上配管配線撤去	GZ82 CET100 IE14		本		
15	地中管内配線撤去	CET100 IE14		m		
16	立上配管配線撤去	GZ70 CET60 IE8		本		
17	地中管内配線撤去	CET60 IE8		m		
18	立上配管配線撤去	GZ54 CET38 IE5.5		本		
19	地中管内配線撤去	CET38 IE5.5		m		
20	SSC 交換	1P 200A		個		
21	SSC 交換	3P 120A		個		
22	SSC 交換	3P 80A		個		
23	SSC 交換	3P 50A		個		
24	MC 交換	3P 150A		個		
25	MC 交換	3P 50A		個		
26	ELCB 交換	2P 50AF AL付		個		
27	主幹 MCB 交換	3P 225AF		個		
28	SSC 交換	1P 交換のみ		個		
29	SSC 交換	3P 交換のみ		個		
30	MC 交換	3P 交換のみ		個		
31	温度調節器交換			台		
32	自動制御装置交換	自動制御装置交換のみ		台		
33	ヒーティングユニット敷設	車道部 70mm(耐圧用)		m ²		
34	ヒーティングユニット敷設	歩道部 70mm(一般用)		m ²		
35	ユニット間溝はつり			m		
36	リードケーブル敷設	HVV8 (路面サドル留め)		m		
37	リードケーブル敷設	HVV5.5 (路面サドル留め)		m		
38	リードケーブル接続	スリーブ 接続		箇所		
39	現場発生品運搬	トラック 2t 級 2t 吊 5km 以下		回		
40	現場発生品運搬	トラック 2t 級 2t 吊 9km 以下		回		
41	現場発生品運搬	トラック 2t 級 2t 吊 14km 以下		回		
42	現場発生品運搬	トラック 2t 級 2t 吊 20km 以下		回		
43	現場発生品運搬	トラック 2t 級 2t 吊 27.5km 以下		回		
44	建設副産物処理費	金属くず(盤類)		t		
45	建設副産物処理費	アスファルト塊 再生 昼間		t		
46	交通管理工	交通誘導警備員 B		人日		
47	高所作業車運転	トラック架装ゴーリー型標準デッキ 12m		日		
計						円

完了届（月分）

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所

受託者 商号又は名称

代表者氏名

印

業務名：電気式ロードヒーティング設備修繕業務（・区）

令和 年 月 日付契約の上記業務について、令和 年 月 日に、別紙のとおり 月分が完了したのでお届けします。

なお、完了した業務の内容は、作業報告書等にて逐次報告したとおりです。

受付	令和 年 月 日	完了を確認した職員	印
----	----------	-----------	---

課長	係長	係

令和 年 月 日に上記のとおり完了届の提出があったので、この業務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏名

立会人 職 氏名